

紋別署交通NEWS

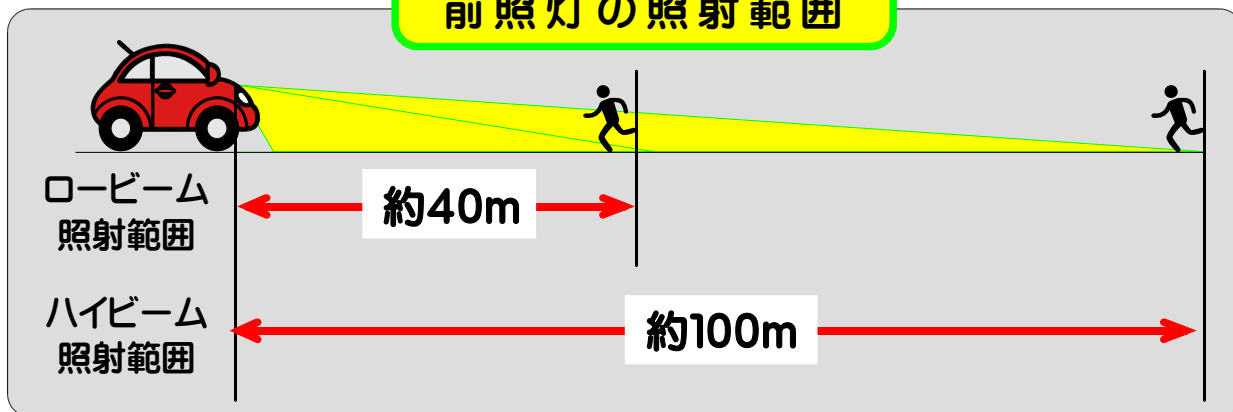
ストップ・ザ・交通事故

令和7年6月13日
発行:紋別警察署
地域・交通課
電話:0158-23-0110
NO.32

ライトの基本はハイビーム!!



前照灯の照射範囲



ロービーム
「すれ違い用前照灯」
照射範囲約40m

ハイビーム
「走行用前照灯」
照射範囲約100m

道路交通法第52条「車両の灯火」（道路交通法施行令第18条、第20条）

第1項 車両等は、夜間（日没時から日出時まで）、道路を通行するときは、前照灯、車幅灯、尾灯、番号灯、室内照明灯（乗合自動車のみ）を点灯しなければならない。

第2項 車両等が、夜間、他の車両等と行き違う場合、又は他の車両等の直後を進行する場合で、他の車両等の交通を妨げるおそれのあるときは、前照灯の光度を減じ、または照射方向を下向きにするなどの操作をしなければならない。



積極的にハイビーム！常に危険を予測した運転を！！

前照灯は右前方の照らす範囲が狭いことから、運転手から見て右から左に横断する歩行者を見落とし、衝突する事故が非常に多くなっています！

運転手の皆さんは、特に右から横断する歩行者に注意しましょう！

前方や対向車線に車両がないときは、積極的にハイビームに切り替えを！！

